

令和 8 年 9 月 4 日

**インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に
対する改善指導について（令和 8 年 4 月～6 月）**

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善指導等を行いました。

消費者庁は、令和 8 年 4 月から 6 月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。

この結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している 117 事業者による 126 商品の表示について、健康増進法第 65 条第 1 項の規定に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善指導を行うとともに、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力を依頼しました。

消費者庁は、引き続き、健康食品等の広告その他の表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課ヘルスケア表示指導室

電 話 03（3507）7561

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

1. 監視方法

- (1) 監視期間：令和8年4月から6月まで
- (2) 検索方法：一般的な検索エンジンを用いて、キーワードによる検索の上、検索された商品のサイトを目視により確認。

2. 監視結果及び改善指導

監視の結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している117事業者による126商品について、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善指導を行った。

また、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、同指導を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の適正化について協力を依頼した。

3. 表示されていた健康保持増進効果等（一部）

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
生鮮食品 (農産物、水産物) 【3商品】	・抗酸化作用、疲労回復、冷え、老化防止、肌のシミ・シワの予防に効果を有することを標ぼうする表示
加工食品 (農産加工品等) 【23商品】	・花粉症対策、アレルギー症状抑制、妊活、血液サラサラ、貧血・冷え性の改善、ダイエット、腸内環境改善、美肌・美白効果に効果を有すること等を標ぼうする表示
飲料等 (茶、コーヒー及び飲料水) 【5商品】	・血行促進、代謝アップ、動脈硬化予防、コレステロール抑制、糖尿病予防、集中力向上に効果を有すること等を標ぼうする表示
いわゆる健康食品 (カプセル、錠剤、顆粒状等) 【95商品】	・ダイエット、脂肪燃焼、口臭予防、糖と脂肪の吸収を抑える、高血圧予防、血液サラサラ、アトピー予防、アンチエイジング、腸内環境を整える、抗酸化作用、デトックス効果、免疫力向上、身体のめぐりサポート、花粉対策、ホルモンバランス調整、不眠改善、ストレス軽減、妊活、血流の循環の改善に効果を有すること等を標ぼうする表示 ・美肌形成、肌のシワ・たるみケア、肌の弾力アップ、肌に潤いを与える、肌荒れ・老化予防、紫外線対策、肌のハリ・ツヤ回復に効果を有すること等を標ぼうする表示

4. 直近のインターネット監視結果

監視期間	改善指導件数		改善件数	
	事業者数	商品数	事業者数	商品数
令和7年4月～6月	139	140	139	140
令和7年7月～9月	142	155	142	155
令和7年10月～12月	152	170	152	170
令和8年1月～3月	156	176	156	176
令和7年度 合計	589	641	589	641
令和8年4月～6月	117	126	—	—

5. 参照条文

健康増進法（平成14年法律第103号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第六十五条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2（略）

（勧告等）

第六十六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3・4（略）

（注）健康増進法第65条第1項の「何人」の解釈については、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日全部改定）第3の3の（2）及び（3）を参照。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms214_221205_01.pdf

インターネット監視とは

インターネット監視は、健康増進法違反のおそれのあるインターネット上の表示を検知した場合に、事業者に対してその修正又は削除を促す指導を行うことにより、不適切な表示を迅速・効率的に改善し、国民に対する正確な情報伝達を促進することを目的として実施。

インターネット監視業務の執行イメージ

